

調 査 票 (持ち回り部署は、事前に建築指導課でご確認ください。)

課	調 査 事 項		確認者
都市計画課 (東館9F)	市街化区域 (用途地域)	一低住専・二低住専・一中高住専・二中高住専 一住居・二住居・準住居・近隣商業・商業 準工業・工業・工業専用	
	市街化調整区域		
	都市計画道路	区域(外・内)・支障(無・有)	
	風致地区	区域(外・内)・支障(無・有)	
	公園緑地指定区域	区域(外・内)	
公園緑地課 (東館9F)	公園緑地指定区域内	支障(無・有) 53条許可 年 月 日 第 号	
土木管理課 (東館6F)	道 路	国 道 道 道 道 市 市 市 市 市 そ の 他 m	認定幅員
	排 水 放 流	市道側溝(無・有)・放流(可・否)	
		水路放流(可・届出済・雨のみ可)	
	水 路 占 用	現況道路・申請(無・申請中・許可済)	
	承 認 工 事	承認工事・申請(無・申請中・承認済)	
河 川 課 (東館6F)	急傾斜地崩壊危険区域	区域(外・内)	
	河 川 保 全 区 域	(豊橋河川事務所・東三河建設事務所・三河港務所)	
	土砂災害特別警戒区域	区域(外・内)	
	砂 防 指 定 地	区域(外・内)	
東三河建設事務所	砂 防 指 定 地	支障(無・有)・申請(無・申請中・許可済)	
	河 川 保 全 区 域	支障(無・有)・申請(無・申請中・許可済)	
	海 岸 保 全 区 域	支障(無・有)・申請(無・申請中・許可済)	
	急傾斜地崩壊危険区域	支障(無・有)・申請(無・申請中・許可済)	
	そ の 他	(県道・国道) 認定幅員 (m) 側溝(無・有)・放流(可・否)	
豊橋河川事務所 豊川出張所	河 川 保 全 区 域	支障(無・有)・申請(無・申請中・許可済)	
三河港務所	海 岸 保 全 区 域	支障(無・有)・申請(無・申請中・許可済)	
廃棄物対策課 (西館5F)	公 害 関 係 (浄 化 槽)	支障(無・有)	
環境保全課 (西館5F)	公 害 関 係 (騒音・振動・悪臭・排水)	支障(無・有)	
	国定公園・県立自然公園	区域(外・内) 許可 年 月 日 第 号	
東 三 河 農林水産事務所 林 務 課	保 安 林 指 定 地	指定地(外・内)・支障(無・有)	
	地域森林計画対象民有林	区域(外・内) 支障(無・有)・申請(無・申請中・許可済) (その他)	
東 三 河 農林水産事務所 建 設 課	豊橋第二地区圃場整備	道 路 (管理幅員 m) 側 溝 (無・有) ・ 放 流 (可・否)	

課	調 査 事 項		確認者
豊橋市文化財センター (松葉町三丁目1)	埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地	区 域 (外・内) ・ 支 障 (無・有)	
農業企画課 (西館3F)	農 振 法	区 域 (外・内) ・ 支 障 (無・有) 告 示 年 月 日 第 号	
農業支援課 (西館3F)	海 岸 保 全 ・ 漁 港	区 域 (外・内)	
	地域森林計画対象民有林	区 域 (外・内) ・ 届 出 (無・有)	
農業委員会 (西館3F)	農 地 法	申 請 中 年 月 日 第 条 受 付 権 利 関 係 (使 用 貸 借 ・ 所 有 権 移 転 ・ 賃 貸 借)	
		許 可 年 月 日 第 号 支 障 (無・有)	
農地整備課 (西館3F)	豊橋第2地区圃場整備	道 路 (管理幅員 m) 側 溝 (無・有) ・ 放 流 (可・否)	
		道 路 (管理幅員 m) 側 溝 (無・有) ・ 放 流 (可・否)	
上下水道局・営業課 (牛川町下七田29-1)	下 水 道	区 域 (外・内) ・ 接 続 (可・否)	
開発協議 関係各課	土木管理課 東館6F	同意・協議・支障(無・有)	変 更 協 議 (済・不要・届)
	河川課 東館6F	同意・協議・支障(無・有)	変 更 協 議 (済・不要・届)
	(消)予防課 西館5F	消 防 既 有 新 要 支 有 水 利 設 無 設 否 障 無	変 更 協 議 (済・不要・届)
	公園緑地課 東館9F	同意・協議・支障(無・有)	変 更 協 議 (済・不要・届)
	上下水道局・営業課 (承認工事担当)	同意・協議・支障(無・有)	変 更 協 議 (済・不要・届)
	東部環境センター 業 務 課	同意・協議・支障(無・有)	変 更 協 議 (済・不要・届)
	建築指導課 (東館3F)	管 理 監 察 G	中 高 層
建 築 審 査 G		接 道	42条1項1号道路・42条2項道路・その他
構 造 審 査 G		仮 設 構 造	支 障 (無・有)
開 発 審 査 G	開 発 審 査 G	分 家 住 宅 台 帳 照 合 済 やむを得ない自己用住宅	
		土 地 改 良 道 路 幅 員 m	
		土 地 改 良 排 水 放 流 (可・否)	
福祉部局	() 課	社会福祉法第2条に規定する事業に該当 (する ・ し ない)	